

運賃上限認可申請書（中小規模事業者用） 記載要領等

1. 様式1（申請書かがみ）

①「適用区間」は、指定区間を全て記入

※本申請書の指定区間は、指定区間表に記載されている指定区間を運賃三角表にあてはめて、該当する区間について、そのます目1つごとをいいます。

②「運賃料金の適用方法」の変更を伴う場合は、「運賃料金の適用方法」の新・旧を添付
変更事項が少ない場合は、新旧対照表を添付

③変更予定期日は、変更の場合のみ、実施予定日を記入

2. 様式2（運賃上限表）

①指定区間ごとに作成

②自動車航送運賃の運賃表は、貨物自動車航送運賃と乗用自動車航送運賃を分けて設定
していない場合は、「自動車航送運賃」として一つの表を記入

③各運賃額は、様式3の上限額と一致

④「旅客運賃」のキロ程は様式9の区間キロと一致

3. 様式3（運賃上限額算定表）

①指定区間ごとに作成

②各運賃上限額は、様式2の申請額と一致

③輸送人員・輸送量・航送台数は、様式6の「翌年度」の数値と一致

④自動車航送運賃の運賃表は、貨物自動車航送運賃と乗用自動車航送運賃を分けて設定
していない場合は、「自動車航送運賃」として一つの表を記入

⑤各運賃の「計」の額は、様式4の「翌年度」の「指定区間に係る収入、費用」の各運賃
の額とほぼ一致

⑥認可基準は、指定区間ごとに収入 \leq 費用となることとなっているため、各運賃の「計」
の額が様式8の各「総括原価」を上回っていないこと。

また、各運賃の「計」の合計額が様式8の各運賃の「総括原価」の合計額を上回っていないこと。

4. 様式4 (原価計算書)

- ①指定区間ごとに作成
- ②「翌年度」の「対前年度比」までは航路全体の数値を記入するため、同一航路に高速船とフェリーが就航している場合等は、それぞれの合計値を記入
- ③「翌年度」の「対前年度比」までは、航路全体の数値を記入するため、各指定区間とも同じ数値となる。このため、(注1)により、各指定区間の様式のうちの1部にのみ記入すれば良いこととなっている。
- ④様式4-2(変更の場合)の実績年度の数値は、毎年提出の「航路損益計算書」の数値と一致
- ⑤申請年度の途中で変更する場合、様式4-2(変更の場合)の「申請年度」の数値は、変更前の期間における収入・費用と変更後の期間における収入・費用の合計を記入
- ⑥適正利潤は、(費用合計-営業外費用)×0.05の額を記入
- ⑦「収益」について、
 - ・各年度の数値は、輸送量は実績年度を基礎に過去の推移や輸送力の増減を勘案し、運賃額は変更時期や変更額を勘案して記入
 - ・各年度の収益の数値は、様式5の各運賃収入の数値と一致
- ⑧「費用」について
 - ・「燃料潤滑油費」「人件費」「船舶修繕費」の「申請年度」「翌年度」の数値は、基本的には「実績年度」の数値に「指数」(本省から定期的に連絡される数値)(別紙1参照)を掛けて算出すること。
ただし、実際の見込み数値と大幅に異なる場合や、輸送力の大幅な変更等がある場合は、それを勘案して記入(この場合は、説明書類の提出が望ましい。)
 - ・「人件費」は、様式7の数値と一致又は整合
- ⑨「翌年度」の「指定区間に係る収入、費用」及び「指定区間に係る収入、費用の算出方法」について
 - ・「算出方法」の記載内容が多い場合は、適宜別紙を添付
 - ・「収益」のうち「旅客運賃」「手荷物運賃」「自動車航送運賃」の数値は、様式3とほぼ一致
「旅客運賃」「自動車航送運賃」の数値が様式3と同じ場合は、「指定区間に係る収入、費用の算出方法」の欄は「様式3のとおり」と記入
 - ・「費用」については、各費目について特定の指定区間のみにかかる費用がない場合は、費用合計欄のみ記入すること。(注2参照)
各費用項目において、特定の指定区間のみにかかる費用がある場合は、その算出根拠を記入

各費用項目において、特定の指定区間のみにかかる費用がない場合は、様式8の総括原価算定表の方式で計算した数値を記入。具体的には、

フェリーと高速船を運航している場合、

翌年度の費用×旅客に係る収入比率×旅客に係る指定区間比率 +

翌年度の費用×自動車航送に係る収入比率×自動車航送に係る指定区間比率

の数値を記入

この場合、「指定区間に係る収入、費用の算出方法」の欄は、「総括原価算定方式による」と記入。適正利潤についても同様に記入

- ・収支率は、100%以下が望ましい。

5. 様式5 (輸送及び収入実績 (見込み) 明細表)

- ・本表は、航路全体の数値を記入
- ・実績年度の輸送実績の数値は、毎年提出の「運航実績報告書」の数値と一致
- ・「収入」の数値は、様式4の数値と一致
- ・輸送実績は、様式6と整合
- ・自動車の航送能力及び航送台数は、バス1台、乗用車2.5台をもってトラック1台に換算する。(注2参照)

6. 様式6 (指定区間に係る輸送実績及び輸送見込み)

①指定区間ごとに作成

②旅客輸送人員・特殊手荷物輸送台数・自動車航送台数の翌年度の数値は、様式3の数値と一致

③自動車航送の表は、貨物自動車航送運賃と乗用自動車航送運賃を分けて設定していない場合は、「自動車航送」として一つの表を作成

④「(注2) 実績年度の輸送人員は、「指定区間比率の算出根拠」(様式9)の数と一致すること」について、

運航体制等の変更を伴わない運賃改定の場合は、様式9は実績年度で作成するが、

新規航路、航路延長の場合や運航体制等の変更を伴う場合等は、様式9は翌年度で作成するため、この場合は翌年度の輸送人員が様式9と一致する。

なお、自動車航送台数についても様式9と整合する。(様式9はトラック換算のため一致はしない。)

7. 様式7 (人件費明細表)

- ①本表は、航路全体の数値を記入
- ②「支払給料総計」の数値は、様式4「人件費」の数値と一致又は整合
- ③「申請年度」「翌年度」の数値は、基本的には「実績年度」の数値に「指数」(本省から定期的に連絡される数値)を掛けて算出すること。
ただし、実際の見込み数値と大幅に異なる場合や、輸送力の大幅な変更がある場合等は、それを勘案して記入(この場合は、説明書類の提出が望ましい。)

8. 様式8 (指定区間に係る総括原価算定表)

- ①指定区間ごとに作成
- ②本表は、
在来旅客船及び高速船のみを使用している航路は【純旅客船の場合】に記入し、フェリーを使用している航路については、フェリーのほか在来旅客船及び高速船を使用している場合でもまとめて【フェリーの場合】に記入する。
- ③【純旅客船の場合】の「指定区間に係る費用」は、様式4(原価計算書)の「翌年度」の航路全体の「費用合計」から「貨物費」を引いた数値に様式9の当該指定区間の「人キロ比率」を掛けて記入
「指定区間に係る適正利潤」についても、様式4(原価計算書)の「翌年度」の航路全体の「適正利潤」に様式9の当該指定区間の「人キロ比率」を掛けて記入
- ④【フェリーの場合】の
「指定区間に係る費用」の欄は、
様式4(原価計算書)の「翌年度」の航路全体の「費用合計」から「貨物費」を引いた数値を記入
「収入比率」の欄は、
運航体制等の変更を伴わない単なる運賃改定の場合は、様式4(原価計算書)の「実績年度」の「旅客運賃」(料金も含む。)と自動車航送運賃の収入比率をそれぞれ記入
新規航路、航路延長の場合や運航体制等の変更を伴う場合等は、様式4(原価計算書)の「実績年度」の数値では正確な収入比率とならないため、「翌年度」の航路全体の「旅客運賃」(料金も含む。)と自動車航送運賃の収入比率をそれぞれ記入
「指定区間比率」の欄は、「旅客に係る部分」は様式9の当該指定区間の「人キロ比率」を記入し、「自動車航送に係る部分」は様式9の当該指定区間の「台キロ比率」を記入
「指定区間に係る適正利潤」の欄についても、同様に記入
- ⑤認可基準は、指定区間ごとに収入 \leq 費用となることとなっているため、

【純旅客船の場合】は、

「指定区間に係る総括原価」の数値が、様式3の「旅客運賃」の「計」の数値を上回っていること。

また、「特殊手荷物運賃」を収受している航路においては、「指定区間に係る総括原価」の数値が、様式3の「旅客運賃」と「特殊手荷物運賃」の合計額を上回っていること。

【フェリーの場合】は、

「旅客に係る総括原価」の数値が様式3の「旅客運賃」の「計」の数値を上回っていること。

「自動車航送に係る総括原価」の数値が様式3の「自動車航送運賃」の「計」の数値を上回っていること。

また、「旅客に係る総括原価」と「自動車航送に係る総括原価」の数値の合計が、様式3の「旅客運賃」「特殊手荷物運賃」「自動車航送運賃」の合計額を上回っていること。

9. 様式9（指定区間比率の算出根拠）

①本表は、航路全体について記入（起点、終点、寄港地全ての港を記入）

②本表は、

運航体制等の変更を伴わない運賃改定の場合は、「実績年度」の輸送実績を基に記入し、新規航路、航路延長の場合や運航体制等の変更を伴う場合等は、「実績年度」の数値では正確な比率とならないため、「翌年度」の輸送見込み及び区間キロの数値を記入

③各区間のうち、指定区間の「旅客数」は、様式6の数値と一致

「自動車航送台数」は、本表は（注3）によりトラック換算することとなっているため、様式6の数値と整合

④「区間キロ」は、事業計画の数値と一致

⑤「人キロ」「台キロ」は、旅客数又は自動車航送台数に区間キロを掛けた数値を記入

「人キロ比率」「台キロ比率」は、当該区間の航路全体における比率を記入

⑥在来旅客船と高速船両方を使用している航路については、【人キロによる配分率】の表は両方をまとめて記入する。

この場合、在来旅客船と高速船で運航経路が異なる場合等は、まとめて記入した表のほか、在来旅客船と高速船それぞれの表を添付するのが望ましい。

⑦フェリーを使用している航路についても、フェリーのほか在来旅客船及び高速船を使用している場合は、【人キロによる配分率】の表はまとめて記入するとともに、それぞれの表を添付するのが望ましい。

